日 薬 業 発 第 100 号 令和 6 年 6 月 14 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日本薬剤師会 副会長 森 昌平

令和6年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について

平素より、本会会務に格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年度診療報酬改定関連通知等の一部訂正につきましては、令和6年 5月31日付け日薬業発第89号ほかにてお知らせしたところですが、今般、厚 生労働省保険局医療課より、通知等の一部訂正について連絡がありましたの でお知らせいたします(別添)。

つきましては、貴会会員へご周知下さいますようお願い申し上げます。

地 方 厚 生 (支)局 医 療 課 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部) 御中 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)

厚生労働省保険局医療課

令和6年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について

下記の通知について、それぞれ別添1から別添4までのとおり訂正しますので、 その取扱いについて周知徹底を図られますよう、お願いいたします。

- ・「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和6年3月5日保医発0305第4号) (別添1)
- ・「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」 (令和6年3月5日保医発0305第6号) (別添2)
- ・「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(令和6年3月5日保発0305第12号)(別添3)
- ・「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」 (令和6年3月5日保発0305第7号) (別添4)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和6年3月5日保医発0305第4号)

別添3

調剤報酬点数表に関する事項

<調剤技術料>

区分01 薬剤調製料

- (11) 自家製剤加算
 - ウ 「注 6」のただし書に規定する「別に厚生労働大臣が定める薬剤」とは、薬価基準に収 載されている薬剤と同一剤形及び同一規格を有する薬剤をいう。<u>ただし、当該医薬品が薬</u> 価基準に収載されている場合であっても、供給上の問題により当該医薬品が入手困難であ り、調剤を行う際に必要な数量を確保できない場合は除く。なお、医薬品の供給上の問題 により当該加算を算定する場合には、調剤報酬明細書の摘要欄に調剤に必要な数量が確保 できなかった薬剤名とともに確保できなかったやむを得ない事情を記載すること。
 - エ 薬価基準に収載されている医薬品に溶媒、基剤等の賦形剤を加え、当該医薬品と異なる 剤形の医薬品を自家製剤の上調剤した場合に、次の場合を除き自家製剤加算を算定でき る。
 - (イ) 調剤した医薬品と同一剤形及び同一規格を有する医薬品が薬価基準に収載されている場合。ただし、当該医薬品が薬価基準に収載されている場合であっても、供給上の問題により当該医薬品が入手困難であり、調剤を行う際に必要な数量を確保できない場合は除く。なお、医薬品の供給上の問題により当該加算を算定する場合には、調剤報酬明細書の摘要欄に調剤に必要な数量が確保できなかった薬剤名とともに確保できなかったやむを得ない事情を記載すること。